

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年8月15日
発信課 担当者	障害福祉課 佐々木
連絡先	電話 0166-25-6476
	FAX 0166-24-7007
	E-mail syougai.fukusi@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 <b>募集</b> 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	8月29日～9月28日
発表項目 (行事名)	旭川市手話施策推進会議の委員公募について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>「旭川市手話言語に関する基本条例」の附属機関として設置される旭川市手話施策推進会議の委員を公募します。</p> <p>1 募集する委員人数 2名(男女各1名)</p> <p>2 募集期間 8月29日(月)から9月28日(水)まで</p> <p>3 応募用紙配置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所第二庁舎1・2階 障害福祉課</li> <li>・総合庁舎1階 市政情報コーナー</li> <li>・各支所</li> <li>・旭川市障害者福祉センター おびった</li> </ul> <p>※市のホームページからダウンロードすることもできます。</p> <p>4 応募用紙の提出先及び提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出先 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階 旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係</li> <li>・提出方法 提出先へ持参または郵送するか、ファックスまたは電子メールで提出してください。</li> </ul>
添付資料	<p><b>有</b> ・ 無</p> <p>(募集案内・応募用紙)</p> <p>(有・無のいずれかを囲むこと。)</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

# 旭川市手話施策推進会議の委員を募集します

旭川市は、「旭川市手話言語に関する基本条例」の規定に基づき、附属機関として「旭川市手話施策推進会議」を設置します。

推進会議では、手話に関する施策の推進及び実施状況についての検証等をしていただきます。さまざまな立場の方々から広く意見をお聞きするため、委員のうち2名を募集します。

○推進会議は10名で構成されます。

（ろう者3名、手話通訳者2名、学識経験者1名、市長が適当と認めた者2名、公募2名）

○今年度の会議開催回数は2回です。（予定）

○開催時間は夜間（18時以降）です。

## 「旭川市手話言語に関する基本条例」

手話は、手指や体の動き、表情を使って表現する、ろう者の言語です。手話は言語であることを市民の皆様にご理解していただくことにより、さまざまな分野で手話によるコミュニケーションができるよう施策を推進し、ろう者を含む全ての市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、平成28年7月1日に施行されました。

## ○応募要領

- 応募資格** 手話に関心があり、市内に居住又は通勤、通学している20歳以上（平成28年11月1日現在）の方で、原則として市の他の附属機関等の委員に就任していない方
- 応募人数** 2人（男女各1人）
- 任期** 委嘱の日（平成28年11月1日）から2年間
- 応募方法** 応募用紙に必要な事項と手話に関する施策への意見のほか、応募動機等を400字程度で記載し、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で御提出ください。
- 応募期間** 平成28年8月29日（月）～平成28年9月28日（水）当日消印有効
- 選考方法** 応募者が募集人員を上回った場合は、福祉保険部内に設置する選考委員会において応募書類の審査を行い決定します。選考結果については、後日、応募者全員に書面でお知らせいたします。
- 報酬** 会議への出席ごとに日額7,700円（所得税等を源泉徴収します）の報酬が支給されます。

## ○応募先・問い合わせ先

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階

旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係

TEL（0166）25-6476（直通） FAX（0166）24-7007

Email [syougai Fukusi@city.asahikawa.hokkaido.jp](mailto:syougai Fukusi@city.asahikawa.hokkaido.jp)

※応募に際し、提出された書類等は、原則として返却いたしませんので御了承ください。

